専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

平成26年度富士見市一般会計補正予算(第10号)(別紙)

平成27年3月31日

富士見市長 星 野 信 吾 印

平成26年度富士見市一般会計補正予算(第10号)平成26年度富士見市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。 (繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

変更

	款	項	補 正 前					
	水	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事業名 金額					
8	土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業 68,155					
	上 小 賃	2 坦 昭 筒 宋 負	幹線道路整備事業 10,400					

(単位 千円)

				補	Ì	正		後			
		事	手	美	名				金	額	
道	路	ጟ ጏ	修	繕	-	事	業		1 4 1,	, 8	5 5
幹	線	道	路	整	備	事	業		27,	, 20	0 5